

全酒協第24号

令和2年5月29日

連 合 会 御 中

全国酒販協同組合連合会

(公 印 略)

地域特産品に関する販路開拓支援について

謹啓 貴会におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、全酒協事業に対しましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、各地の組織の活性化及び組織の存在意義を高めることを目的として、連合会及び地区組合が取扱している地域の魅力的な特産品やこだわりの逸品、旬の食材などを自県以外に販路の拡大を検討している組合の一助となるよう全酒協が貴会の商品情報（取引情報）等を傘下組合に紹介させていただくことにいたしました。

つきましては、全酒協の会員に連合会及び地区組合の取扱い商品の商品情報（取引情報）の発信を希望される場合には、ご多用のところお手数をお掛けいたしますが、下記事項をご参照いただき、全酒協に必要書類を提出して下さるようお願い申し上げます。

謹白

記

商品紹介に際しての注意事項について

- ・クレームや各種問合せ（商品の出荷状況、配送状況等）について、メーカーもしくは紹介組合が対応出来ること。
- ・加工食品は賞味期限が最終消費者に到着後1か月以上（最終消費者）あるものの。
- ・果物、野菜等の生鮮品は新鮮で美味しく安心な商品が届けられるもの。
- ・頒布会的な商品で取扱下限数又は上限数がある場合、その数を明記のこと。

- ・取扱地域や配達地域(お届け先)の限定がある場合はその旨を明記のこと。
- ・商品代の他に送料が必要な場合は、その金額を明記のこと。(なお、地域毎に送料が異なる場合は地域毎の金額を明記のこと)
- ・注文から商品発送までの期間を明記のこと。

斡旋手数料・役割分担について

全酒協は斡旋手数料等の徴収はいたしません。ただし、令和 3 年度以降は実施状況等を勘案し検討いたします。

- ・全酒協 → 会員に情報発信
- ・紹介組合 → 受発注業務全般・集金・全酒協への実績報告

商品取扱い要項の提出期限について

紹介商品の取扱い締め切りの概ね 3 か月前迄に全酒協事業部商品課にご提出ください。なお、提出いただいた商品取扱い要項は基本的にはそのまま全酒協から会員に情報発信するときに使用させていただきますので、取引上必要な情報はすべて記載してください。

なお、パンフレット等がある場合にはあわせてご提出ください。

本件に関する問い合わせ先について

全酒協 事業部 商品課
電話：03-3714-0174
担当：鮎原・内藤

以上